

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、市長から、平成13年度、平成22年度及び平成24年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年7月5日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 特定の事件（平成13年度）

相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況

2 監査対象部局及び団体

相模原市土地開発公社及び関係各部課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年6月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【公有財産】</p> <p>先買い制度による代替地</p> <p>相模原市土地開発公社において、長期保有土地のうち先買い制度による土地は、事業用地が8箇所1,427百万円あり、代替地14箇所3,007百万円ある。先買い制度により取得される土地は、必要性を十分に吟味することなく買取り機会に応じてしまう傾向があるため、用地取得してから公共施設の整備等に用いられるまでの期間が一般に、長期にわたる可能性が高くなる。また、買取られた土地の用途も公共的なものに限られる旨、「公拡法」で規定されている。先買い制度により公共用地を先行取得した後に、計画の変更等により当初の利用目的がなくなってしまった場合、民間売却が法律的に制約されてしまう。</p> <p>相模原市より取得依頼された用地が、買取り後の計画変更等によって、用途変更や民間売却が余儀なくされた場合には、相模原市にその第一義的責</p>	<p>1.【公有財産】</p> <p>先買い制度による代替地</p> <p>先買い制度による代替地14箇所のうち、すでに売却した12箇所に加え、新たに1箇所（鵜野森鹿島森用地）を平成29年5月に売却処分を行った。</p>

任があるため、相模原市は責任を持って当該用地に係る対応策を講じるべきである。具体的には、代替地の事業用地化又は民間売却の可能性等の検討が必要。

(報告書 27頁～30頁)

2.【公有財産】

代替地等

代替地23箇所及び広域行政道路の含み損3,029百万円を加味して、貸借対照表を修正すると1,909百万円の債務超過に陥る。

相模原市土地開発公社は、今後、債務超過に陥らないために、代替地に関しては、含み損を顕在化させない帳簿価額で買取る事業用地への転換も考慮する必要がある。また、事業用地の「広域行政道路」に関しては、相模原市から取得依頼された相模原市土地開発公社に負担させるべきか資金面と損益面から慎重に検討する必要がある。

(報告書 31頁～36頁)

2.【公有財産】

代替地等

代替地23箇所及び事業用地の「広域行政道路」1箇所のうち、すでに売却した18箇所、市が買戻しを行った2箇所及び事業用地へ転換した1箇所に加え、新たに1箇所(鵜野森鹿島森用地)を平成29年5月に売却処分を行った。

1 特定の事件（平成22年度）

市税（市民税、固定資産税、その他）の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

税務部関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年6月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【法人市民税】</p> <p>未申告となっている法人への催告状況について</p> <p>相模原市では、最初に催告書を送付した後は相模原市からのアプローチがなされず放置に近い状態となるが、他の法人はたとえ赤字であっても申告納税しているのであって、そのような法人と比較した場合、未申告となっている法人を放置していることは課税の公平性から問題である。当該法人に対しては、確定申告の催告書を送付するほか、当該法人及びその関与税理士への電話確認又は呼び出しにより申告を促すこととし、当該法人が休業等により事業実態がない場合などには「休眠会社」扱いとなるように「休業届」「休業状況報告書」を提出するよう促すべきある。また、これら一連の過程についてはその結果を「未申告法人調査票」といったものを作成するなどして管理することとし、これらの案件の引き継ぎが可能となるようにしておく必要も</p>	<p>1.【法人市民税】</p> <p>未申告となっている法人への催告状況について</p> <p>平成28年度より未申告法人に催告書を送付する際、事業実態が無い場合の休業届の提出についてのお知らせを同封して休業届の提出を促している。</p> <p>なお、未申告となっている法人に対しては、国税庁法人番号公表サイトからの情報収集や法人及び関与税理士への電話調査を実施しており、これらの情報については、未申告法人リストによりデータ管理し、情報の共有化を図っている。</p> <p>今後は、法人登記簿や現地確認による調査を追加するとともに、平成30年1月より導入する法人市民税の新システムにおいて随時、未申告法人を抽出する機能を付加し対応を強化する。</p>

ある。更に「未申告法人調査票」をシステム上でデータ化できれば情報の共有化が図られ、上司がいつでも閲覧できることから、当該法人が放置されないよう指示することが可能となる。未申告法人への催告の状況と、その管理については不十分であるから、適切な対応がとられるように検討すべきである。

(報告書 72頁～73頁)

1 特定の事件（平成24年度）

下水道事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

都市建設局土木部関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年6月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="204 698 571 734">1.【公共下水道使用料】</p> <p data-bbox="204 757 785 846">同一業種間の使用料の比較結果の確認</p> <p data-bbox="204 869 785 1303">下水道に未接続で使用料が発生していない施設については、市によると浄化槽等を使用しているとのことである。よって市は、公共下水道の整備された区域において、水洗化指導を実施しているが、なお、下水道への接続がなされない施設へは更なる指導が必要である。</p> <p data-bbox="204 1326 785 1639">下水道に接続しており、かつ排水量の申告がある施設については、使用料の額に著しい開きが見られる。使用料が著しく低い施設については、申告内容の正確性を十分に検討しておく必要がある。</p> <p data-bbox="204 1662 785 1989">下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない施設は、いずれも使用料が著しく低くなっている。これら施設については施設から排出された下水をどのように取り扱っているのか、その実態を早急に調査する必要がある。</p>	<p data-bbox="817 698 1184 734">1.【公共下水道使用料】</p> <p data-bbox="817 757 1398 846">同一業種間の使用料の比較結果の確認</p> <p data-bbox="817 869 1398 1025">同一業種の19施設について、平成24年度から平成25年度にかけて実態調査を実施した。</p> <p data-bbox="817 1048 1398 1415">下水道に接続されていない5施設については、現在も接続には至っていないが、平成28年度に現地調査や所有者への聞き取りなどを行い個々の状況把握に努めるとともに、継続した訪問調査を実施し指導の強化を図っている。</p> <p data-bbox="817 1438 1398 1989">下水道に接続しており、排水量の申告がある9施設のうち7施設については、実態調査により適切に申告がされていることを確認した。使用料の低かった2施設については、申告内容の正確性を欠いていたため事業者には是正を求めた結果、水量計の設置等により、施設規模や設備等によって使用料に開きはあるものの、平成28年度中に申告内容の正確性が確保された。</p>

市においては、個々の施設の実情を正確に把握しておく必要があり、確認の結果、事業者には是正を求めるべき事項があった場合には速やかに対応を図り、実情の確認の結果と併せ、本監査に対する措置の状況として公表する必要がある。

(報告書 88頁～89頁)

下水道に接続しており、排水量の申告がない5施設については、事業者には是正を求めた結果、水量計の設置等により、平成27年度中に適正な排水量申告がされることとなった。